

東京圏 国家戦略特別区域会議の構成員
(特定事業を実施すると見込まれる者) の公募について

令和 8 年 1 月 16 日
内閣府地方創生推進事務局

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項及び国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号）第 1 条の 2 第 1 項本文の規定に基づき、下記の公募要項により、東京圏 国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）に構成員として加える者として、区域方針（法第 6 条第 1 項に規定する区域方針をいう。）に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者を公募します。

- ◆ 区域会議は、国家戦略特別区域において実施する具体的な特定事業等を定める区域計画（法第 8 条第 1 項に規定する「区域計画」をいう。以下同じ。）の作成やその実施に係る連絡調整等を任務としており、区域会議の構成員は相互に密接な連携の下に協議した上で、区域計画を作成することになります。
- ◆ 特定事業を実施すると見込まれる者である構成員が多数に及ぶ場合には、区域会議における迅速かつ適切な意思決定を図るため、区域会議の本会議に出席する代表者等を選定しているところであり、下部組織等の設置により、構成員の意見を反映する方策を講じることとしています。
- ◆ 国家戦略特別区域において実施する特定事業の内容及び実施主体は、区域計画で定められ、内閣総理大臣の認定を受けて効力を生ずることとなるものであり、今回の構成員の選定が特定事業の実施主体を決定するものではありません。また、区域計画の作成段階において、特定事業の実施主体として加えるよう申し出る手続があります（法第 8 条第 3 ~ 5 項）。

記

公募要項

1. 公募対象

別紙に定める要件を満たす特定事業を実施しようとする者を公募します。別紙に定める特定事業を実施しようとする者であれば、個人・法人、国内外を問いません。

2. 応募方法

(1) 募集期限

令和8年1月22日（木）12時 必着

(2) 提出資料

(i) 別記様式

(ii) 特定事業を実施しようとする者に関する事項が確認できる公的書類（定款及び登記事項証明書（個人の場合にあっては、開業届の写し及び登記事項証明書（商号登記を行っている場合に限る。））その他これらに準ずると認められるもの）

※提出書類に疑義がある場合には、個別にご相談下さい。

(iii) その他参考となる資料（任意）

(3) 提出先

内閣府 地方創生推進事務局内 区域会議構成員募集担当

（住所）〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 6階

（電子メール）i.kokkatoc@cao.go.jp

(4) 提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

(i) 電子メールの場合

別記様式＜電子データ＞を添付して提出

※ 別記様式の電子データのファイルを添付して【i.kokkatoc@cao.go.jp】まで送付してください。なお、当方より到着した旨のご連絡はいたしませんので、送付後に念のため、内閣府地方創生推進事務局（TEL 03-5510-2465）に確認のご連絡をいただけると幸いです。

【留意事項】

イ. 電子メールのタイトル（件名）は、「構成員応募 事業主体名」としてください。（例：構成員応募 ○○会社）

ロ. 別記様式の電子データのファイル名は、「東京圏 事業主体名」としてください。（例：東京圏 ○○会社）

（ii）郵送等による配達の場合

別記様式を（3）提出先へ配達ください。

※ 封筒等の表面に「構成員応募書類在中」と朱書きしてください。

【留意事項】

別記様式は、A4 サイズとし、片面印刷として下さい。

（両面印刷は避けてください。）

（5）その他留意事項

- ・提出いただいた書類については返却いたしませんので、予めご了承願います。
- ・提出期限に遅れて到着したものは、いかなる理由の場合も受け付けません。ご注意ください。
- ・内容の詳細等を確認することができますので、「別記様式」には必要な記載事項を必ず全てご記載ください。

3. 選定について

応募に基づき、区域会議の構成員の選定を行います。選定結果は、決定次第速やかに応募者に通知するとともに、選定された者については速やかに公表します。

連絡先

ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

内閣府 地方創生推進事務局内 区域会議構成員募集担当

（電話）03-5510-2465 （メールアドレス）i.kokkatoc@cao.go.jp

(別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業
医療	外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例（国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業） 〔法第24条の2関係〕

【要件】

- ①事業を実施する診療所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②診療所の開設者が医療の分野における国際交流の推進に主体的に取り組んでいること。
- ③臨床修練が適切に行われるための臨床修練等特例法第二条第九号に規定する臨床修練指導医、同条第十号に規定する臨床修練指導歯科医及び同条第十一号に規定する臨床修練指導者による指導監督に係る体制が確保されていること。

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として上記に記載する要件のほか、法第7条第2項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、一般に、当該事業の確実な実施が見込めるなどを考慮し、選定を行います。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。